

契約事務に関する情報の公表実施基準

(平成 10 年 12 月 7 日部長決定)
(平成 14 年 3 月 25 日一部改正)
(平成 16 年 4 月 27 日一部改正)
(平成 18 年 7 月 24 日一部改正)
(平成 20 年 8 月 27 日一部改正)
(平成 22 年 4 月 27 日一部改正)
(平成 23 年 11 月 30 日一部改正)
(平成 24 年 3 月 23 日一部改正)
(平成 25 年 5 月 31 日一部改正)
(平成 25 年 9 月 20 日一部改正)
(平成 26 年 3 月 31 日一部改正)
(平成 27 年 7 月 28 日一部改正)
(平成 28 年 1 月 5 日一部改正)
(平成 31 年 3 月 20 日一部改正)
(令和 4 年 12 月 27 日一部改正)
(令和 5 年 3 月 23 日一部改正)
(令和 7 年 7 月 10 日一部改正)

(目的)

第1条 この基準は、契約事務に関する情報（以下「契約情報」という。）を公表するために必要な事項を定めることにより、品川区が発注する工事請負契約、物品供給契約、委託契約およびその他の契約において、より透明性および公平性の高い入札・契約制度を確立することを目的とする。

(公表の対象)

第2条 この基準に基づき公表する契約情報は次のとおりとする。

(1) 要綱等

現に施行中のものとする。

- ① 工事請負指名業者選定要綱(昭和 48 年 7 月 2 日区長決定)
- ② 品川区工事請負業者指名停止基準(昭和 55 年 10 月 22 日区長決定)
- ③ 品川区制限付き一般競争入札実施要綱(平成 5 年 9 月 17 日区長決定要綱第 64 号)
- ④ 品川区制限付き一般競争入札実施要領(平成 5 年 9 月 17 日部長決定)
- ⑤ 品川区公共工事の前払金取扱要綱(昭和 49 年 4 月 1 日区長決定)
- ⑥ 品川区公共工事の中間前払金取扱要綱 (平成 22 年 2 月 23 日区長決定要綱第 7 号)
- ⑦ 品川区工事成績評定要綱(平成 25 年 8 月 19 日区長決定要綱第 128 号)
- ⑧ 品川区工事成績評定苦情審査委員会運営要綱(平成 25 年 8 月 19 日区長決定要綱第 129 号)
- ⑨ 品川区最低制限価格設定基準 (令和 4 年 3 月 28 日区長決定)
- ⑩ 品川区における共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱(昭和 53 年 2 月 1 日区長決定)
- ⑪ 品川区簡易型総合評価方式による委託契約実施要綱(平成 19 年 9 月 5 日区長決定要綱第 117 号)
- ⑫ 品川区簡易型プロポーザル方式実施要綱(平成 20 年 3 月 4 日区長決定要綱第 19 号)
- ⑬ 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する基準(平成 23 年 11 月 18 日区長

決定)

- ⑭ 公共工事代金債権譲渡信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する基準(平成 23 年 11 月 18 日区長決定)
 - ⑮ 品川区契約関係暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 3 月 21 日区長決定)
 - ⑯ 品川区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱(平成 26 年 3 月 28 日区長決定)
 - ⑰ 品川区現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用基準(平成 27 年 7 月 28 日部長決定)
 - ⑱ 品川区現場代理人の他の工事との兼任に関する運用基準(平成 27 年 7 月 28 日部長決定)
 - ⑲ 品川区専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱いに関する運用基準(平成 28 年 1 月 5 日部長決定)
 - ⑳ 品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱(平成 31 年 3 月 20 日区長決定)
 - ㉑ 品川区電子契約取扱要綱(令和 6 年 8 月 14 日区長決定要綱第 347 号)
 - ㉒ 品川区入札監視等委員会設置要綱(令和 7 年 6 月 25 日区長決定要綱第 162 号)
- (2) 契約簿
経理課所管のものとする。
- ① 工事請負契約簿
 - ② 物品供給契約簿
 - ③ 委託契約簿
- (3) 入札経過調書(写)
競争入札を実施した工事請負契約(建設工事に係る設計・地質調査・測量の委託契約を含む)および物品供給契約等に関する全てのものとする。
- (4) 工事発注予定表(四半期毎)
予定価格 250 万円以上の競争入札予定の工事
- (5) 制限付き一般競争入札参加業者審査結果について(通知)(写)
工事案件において制限付き一般競争入札参加申込書の受理後、入札参加資格がないと判明し不採用とした業者を対象とする。
- (6) 契約変更承諾書(写)
工事請負契約の変更の際、契約の相手方が提出する承諾書の写し
- (7) 業者推薦書(写)
予定価格 130 万円を超える工事請負契約に関するものとする。
- (8) 公示簿
- ① 制限付き一般競争入札公示簿(工事)
 - ② 制限付き一般競争入札公示簿(委託)
 - ③ 制限付き一般競争入札公示簿(物品)
 - ④ 簡易型総合評価方式公示簿
 - ⑤ 簡易型プロポーザル方式公示簿

(公表の時期および期間)

第3条 公表の時期および期間については、次のとおりとする。

- (1) 要綱等および契約簿
常時公表する。契約簿の公表期間については、当該契約簿の保存期間終了までとする。
- (2) 入札経過調書(写)
当該案件の入札後、契約の相手方が決定し事務手続きが完了した時点で速やかに公表する。ただし、議会の議決を必要とする案件については、議決後速やかに公表する。公表の期間は、当該入札経過調書の保存期間終了までとする。

- (3) 工事発注予定表
予定表の該当する四半期が終了するまでとする。
- (4) 制限付き一般競争入札参加業者審査結果について（通知）（写）
当該案件の結果通知後、当該結果通知書の保存期間終了までとする。
- (5) 契約変更承諾書（写）
当該案件の承諾書受理後、当該承諾書の保存期間終了までとする。
- (6) 業者推薦書（写）
当該案件の契約締結後、当該業者推薦書の保存期間終了までとする。
- (7) 公示簿
当該案件の公告終了後、当該公示簿の保存期間終了までとする。

2 入札が不調になった場合の前項第 2 号の公表については、次のとおりとする。

- (1) 再度公告入札に付した場合は、再度公告入札執行後、前項第 2 号に定めるところにより公表する。
- (2) 随意契約に移行した場合は、契約の相手方が決定し、事務手続きが完了した時点で公表する。

（公表の方法）

第4条 公表は、閲覧方式とし、経理課閲覧席および経理課長が特に指定する場所において行うものとする。ただし、第 2 条第 1 号、第 4 号および第 8 号については、品川区ホームページで公表するものとする。

2 閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までの間とし、所定の閲覧簿に記入のうえ行うものとする。

3 前 2 項に定めるもの以外については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、品川区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年品川区条例第 3 号）および品川区情報公開条例（平成 9 年品川区条例第 25 号）請求手続きによるものとする。

付 則

1 この基準は、平成 10 年 12 月 21 日から施行する。

2 この基準は、施行日以後に執行した入札から適用する。

付 則

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この基準は、令和 7 年 7 月 10 日から適用する。